

# くらし

## 中央区役所福祉課の電話番号が変わります

4月1日から中央区役所福祉課の電話番号を業務内容に応じて次のとおり変更します。

班	主な業務	電話番号
高齢福祉班	介護保険・高齢者の福祉に関すること	328-2311
総務班	さくらカード・り災証明(住家)・戦没者等特別弔慰金・改葬許可に関すること他	328-2312
障がい福祉班	障がい者の手続き・障がい福祉サービスに関すること	328-2313

詳しくは、中央区役所福祉課へ。

## 平成30年度金峰山少年自然の家活動協力員募集

緑豊かな金峰山の大自然の中で、子どもたちと一緒に楽しく過ごす野外活動ボランティアの登録をしませんか。

▶ **期間** 4月1日～来年3月31日

▶ **対象** ・市内に住むか通勤・通学をしている高校生以上の健康な方。  
・青少年の健全育成、野外活動に興味のある方。  
・年間を通して行う事業や研修活動に積極的に参加できる方。

▶ **定員** 30人程度(先着順)

▶ **申込み** 3月1日から電話で金峰山少年自然の家(☎277-2124 午前9時～午後5時)へ

## 熊本市が管理する道路および公園の占用料改定

▶ **改定日** 4月1日(日)

主な物件	占用料
看板(表示面積1m <sup>2</sup> につき1年)	7,700円
日(雨)よけ(占用面積1m <sup>2</sup> につき1年)	1,600円
足場(占用面積1m <sup>2</sup> につき1月)	770円

※昨年度以前から占用を継続している物件は、激変緩和のため経過措置(前年度占用料の1.2倍までを上限)があります。

詳しくは、土木管理課(☎328-2468)へ。

## くらしの中の人権 52

### CSR(企業の社会的責任)と人権

企業の社会に対する影響はますます大きくなっています。

そのため、企業も社会を構成する一員であり、企業は地球環境や人権に配慮した行動を行うべきであるとするCSR(企業の社会的責任)という考え方が広まっています。

企業は、その中で働く社員(従業員)のほか、顧客・消費者、取引先、地域住民、出資者等と深く関わりながら存在しています。公平公正な従業員の採用や処遇、安全で信頼できる商品やサービスの提供、環境への配慮など、さまざまな場面で人権に配慮して活動する必要があります。

人権を守るということは、「人を大切にすること、相手を認めること、思いやりを持って接すること」であり、CSRの根底にあるのが「人権」です。人権の視点をもって業務を行うことは、その企業の経営姿勢を社会に示すこととなります。

全ての社員(従業員)1人ひとりが関係者の人権に配慮して行動することが大切なのです。

(人権推進総室 ☎328-2333)

## 選挙人名簿・在外選挙人名簿を確かめませんか

3月1日に名簿の登録を行います。登録に異議のある方は、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)に文書で申し出ることができます。

▶ **異議申出期間** 3月2日(金)～6日(火)

※名簿の確認を行う場合はあらかじめ区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。

詳しくは、区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。

## お墓参り用臨時バス運行

無料

3月のお彼岸の時季に、三山荘と桃尾墓園間で直行臨時バスを運行します(途中乗降不可)。

▶ **期間** 3月20日(火)～22日(木)

※熊本都市バス「三山荘」行(交通センターは18番のりば)に乗車(自己負担)、三山荘バス停で下車し臨時バスに乗り継ぎ。

3月20日(火)・22日(木)		
	三山荘 → 桃尾墓園	桃尾墓園 → 三山荘
1	午前 9時00分	午前 9時20分
2	9時48分	10時08分
3	10時40分	11時00分
4	11時32分	11時52分
5	午後 1時02分	午後 1時22分
6	1時45分	2時05分

3月21日(祝)		
	三山荘 → 桃尾墓園	桃尾墓園 → 三山荘
1	午前 9時00分	午前 9時20分
2	9時51分	10時11分
3	10時38分	10時58分
4	11時31分	11時51分
5	午後 0時51分	午後 1時11分
6	1時42分	2時02分

※三山荘～桃尾墓園間は約10分。

詳しくは、ひごまるコール(☎334-1500)へ。  
(健康福祉政策課 ☎328-2340)



# 税・国保・年金

## 原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税します。

お持ちの車両を廃車したり、他人へ譲渡した場合は3月中旬に手続きを済ませてください。

未手続きの方は引き続き課税となります。

### ▶ 手続き場所

区役所税務課、総合出張所、龍田出張所

※本市窓口での受付は、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。

### ▶ 廃車手続き

- ・持参物 ナンバープレート、所有者の印鑑
- ・確認事項 車名、車台番号、排気量(盗難の場合は被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号)

### ▶ 名義変更手続き

- ・持参物 新所有者と旧所有者の印鑑、免許証など(新所有者の住民登録が市外の場合)
- ・確認事項 ナンバープレートの番号、車名車台番号、排気量(「販売または譲渡した証明」欄の記入・押印必須)

※軽自動車税は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。定置場が市外に変わる場合は手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページ(トップ→くらし・環境→個人の税金→軽自動車税)または課税管理課(☎328-2195)、区役所税務課へ。

## 点字の納税通知概要書を送付します

市県民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書と一緒に希望者には点字の概要書を送付します。内容は、納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などです。

▶ **申込み** 3月16日までに電話で課税管理課(☎328-2195)へ

## 委・員・募・集

### 熊本市公共交通協議会公募委員

本市における利便性の高い公共交通の実現に向け、必要な諸課題や施策について議論する協議会の委員を募集します。

▶ **任期** 2年(委嘱日から平成32年3月末まで)

▶ **対象** 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方

▶ **定員** 2人(書類・面接による選考)

▶ **申込み** 3月30日までに「熊本市の公共交通を利用しやすくするための提案」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて、持参か郵送または電子メール(koutuseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601交通政策課(☎328-2510)へ

### 熊本市優待証制度等のあり方に関する検討会

熊本市優待証(さくらカード)制度の今後のあり方などについて検討する委員を募集します。

▶ **任期** 委嘱日～平成31年3月31日

▶ **対象** 市内に住むか、通勤・通学する20歳以上の方で、年5回程度開催する検討会に出席できる方

▶ **定員** 2人(小論文・面接による選考)

▶ **申込み** 3月15日までに「高齢者、障がい者の社会参加促進のあり方について」をテーマに800字程度にまとめ、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、職業を書いて、持参か郵送または電子メール(kenkoufukushiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601健康福祉政策課(☎328-2340)へ